

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 4 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21510270

研究課題名（和文） グローバル経済開発とローカル・イニシアティブ—コロンビア紛争地域の農民運動研究

研究課題名（英文） Global Economic Development and Local Initiative: A Study on the Peasant Movement in the Colombian Rural Regions under the Armed Conflict.

研究代表者

幡谷 則子（HATAYA NORIKO）

上智大学・外国語学部・教授

研究者番号：00338435

研究成果の概要（和文）：

コロンビアにおける今日の紛争問題の根底には、植民と国家の土地・開発政策の歴史的過程があり、農民運動の発生と特徴はこれらの構造的要因によって説明される。紛争地域における農民経済が存続し、その結果地域レベルでの和平構築が実現されるには、国家が農民の尊厳ある生活を認め、その経済活動を支援することが不可欠である。マグダレーナ川中流域と太平洋岸地域チョコ県における事例研究によって以上の点が明らかにされた。

研究成果の概要（英文）：

Today's armed conflict in Colombia is based on the historical process of rural colonization and land and development policies of the State, therefore, background and characteristics of the current peasant movements are explained by these structural factors. The State's recognition on the dignity of peasant life and assistance provided for the subsistence production should be indispensable for the existence of peasant economy and peace building at the regional level. The empirical studies on peasant organization and their movement for resistance in two case regions: Magdalena Medio and Pacific Chocó support these findings.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：地域研究

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：中・南アメリカ、ローカル・イニシアティブ、社会学、農民運動、グローバル開発、市民社会、オルタナティブな開発

1. 研究開始当初の背景

(1) グローバル化が進み、多国籍企業や政府主導による大型天然資源開発が経済発展を促す一方で、ローカルな営みが破壊され、新たな排除と貧困が増幅されてきた。この現象については多数の事例研究が証明している

が、現状分析的考察が多く、当該地域の歴史的、構造的要因分析にまでは至っていない。

(2) ラテンアメリカにおけるグローバル化に抗する民衆運動については、1990年代以降事例研究が蓄積されつつある。しかし、農民組

織とその抵抗運動の分析には、参加人員の文化的アイデンティティやコミュニティ形成史の違いが運動の目的達成にもたらす影響についての分析が必ずしも十分ではない。

(3) コロンビアは過去半世紀以上、左翼ゲリラ、右翼准軍事組織などの複数の武装組織が混在する紛争の歴史をもつ。2000年代半ばから政府の非合法武装組織の集団的武装放棄の推進によって治安回復がみられるが、一方で、紛争地域にはオイルパームのプランテーションの拡大や石油および鉱物資源における大型開発事業が展開され、農民、漁民が生活基盤を失い、都市への強制移住を余儀なくされている。この状況下で生まれた農民組織運動について、紛争、国家と市場との関係における体系的な分析が必要である。

2. 研究の目的

(1) コロンビアの紛争地域における住民の生活と自然環境が、近年の開発によって変容を迫られている実態に焦点を当て、グローバル経済開発との共存をめざす農民組織の活動が、彼らの尊厳ある生活基盤の確保につながる可能性と問題点を分析し、その決定要因を明らかにすること。

(2) 共同体基盤の農民組織が住民の行政に対する交渉力を高めて目標を達成するために、1) 組織のリーダーシップの質、2) 支援団体との自律的關係、3) 行政と社会組織間に介在する外部組織やそれらの關係の質的变化、4) 農民組織の構成員の文化的アイデンティティと 5) 地政学的立地条件などがどのように影響を与えてきたかを明らかにすること。

3. 研究の方法

(1) コロンビア国家開発計画およびマクロ経済開発プロジェクトの資料収集と関係機関における聞き取り調査を行った。

(2) 事例としてとりあげる2地域（マグダレーナ川中流域と太平洋岸地域チョコ県）におけるミクロレベルの実態調査の実施。農民組織、支援団体および地方行政における社会開発、コミュニティ支援部局におけるヒヤリング調査と資料収集を行った。インタビューは農民組織リーダーには事前に質問項目を設定した半構造的インタビュー方式をとり、その他の農民や長老へのインタビューは適宜パーソナル・ヒストリーを構築するための構造化されていないインタビュー方式をとった。当該地域における村落共同体を訪問し、生存戦略としての経済活動について実地調査を行った。

4. 研究成果

本研究の主な成果は以下である。第一に、コロンビアにおける農民運動とその組織化の過程について歴史的な考察を行い、政府の開発政策および土地政策が紛争地域の農民共同体の生活に影響を与えていること、すなわち国家と農民社会、武力紛争間の関係について明らかにした。第二に、本研究で焦点を当てた二つの紛争地域—マグダレーナ川中流域とチョコ県の地誌と武力紛争の關係を明らかにした。第三に、代表的な農民組織の成立の背景、発展の歴史と支援外部組織との關係、対政府、国家機関との關係について考察した。この過程で、これらのローカル・イニシアティブと近年の外資や国内民間投資による資源開発を促進するネオリベラルな経済開発政策との緊張關係が明らかになった。以下では、これまでに執筆した成果報告（一部は現在学術雑誌に投稿中）に基づき、1) コロンビアにおける農民運動の歴史的展開、2) マグダレーナ川中流域における武力紛争と農民組織の展開、3) チョコ県太平洋岸地域の武力紛争と農民（アフロ系住民）組織の展開についての考察結果の概要を述べる。

(1) コロンビアにおける農民運動の歴史

コロンビアにおける農民運動は、大土地所有体制における土地なし農民による、土地へのアクセスと農業経済に立脚した生業基盤を獲得するための集合行動として発生した。大土地所有者に極端な集中をみる土地構造は今日も不変である（2005年の土地面積分布におけるコロンビアのGini係数は0.85）。

土地所有構造にみる高い集中度は、スペイン植民地時代に確立されたアシエンダ農園における地主と小作や従属的農民との關係に基盤を置いた大土地所有体制に起源を求めることができる。だが先住民人口の激減により、アシエンダ制度が維持できなくある。

19世紀には輸出向け一次産品を中心に植民地経済は成り立ち、その過程で都市人口を支えるため、開墾による農業フロンティアの拡大が促された。

独立戦争時の出費と国土の疲弊により独立直後の共和国財政は逼迫した。政府は公有地を独立期の功労者への恩賞や外債への返済として譲渡する公有地払い下げ政策を講じた。19世紀半ばになると輸出産業ブームに対応して、国内エリート層が商品作物栽培による国家経済の発展と個人の資産蓄積を求めるようになる。他方、政府には安全保障の面からも、未開発の国境地域の植民化が喫緊の課題であった。こうして、開拓者のインセンティブを高めるために、未開墾地の開拓と耕作、村落形成をめざす集団に組織的土地譲渡を促進した。公有地を占有し独自の家屋と耕作地を有し、生産活動を営むものの土地占有権は保護された。さらに、5年以上の占有

歴が証明されれば占有者が所有権を請求できた。これがその後の大土地所有者と農民間の土地をめぐる紛争の起源となっていた。

1910～20年代のコーヒー産業の発展によって土地無し農民の賃労働への需要が増加した。農業労働に対する賃金の上昇は生活水準の向上を求め、究極的には土地所有を実現しようとする農民層の覚醒を促進した。1930年代初頭の「農民同盟」(liga campesina)が結成されたのを皮切りに、次々と土地占拠が実施され、地主に対して所有権譲渡を訴えるようになる。

農民の土地を求める運動は、法制度化を経て国家の統制下に取り込まれてゆく。1936年の土地法と1944年の小作契約法は、制度上は土地なし農民の土地取得権利を擁護したが、多くの制約があり、いずれも地主を優遇する形になっていった。

1940年代は工業化が推進される一方、農業部門では、資本主義的企業型経営が手厚い政策的振興を受けた反面、伝統的な自給・農民経済はその恩恵を受けることがなかった。農村部では常に大地主と企業家が土地所有において支配力をもち、土地の集中化が続いた。この時期は、労働運動と土地を求める農民運動の高揚を背景に、政治エリートの間では、保守・自由両党間の勢力争いが激化した時期でもある。1930～46年の自由党政権時代のうち、自由党の中でも寡頭支配体制に批判的で、労働者や農民を利する社会変革を推進しようとするポピュリスト的性格をもつ革新派のホルヘ・ガイタンの登場により、民衆層の政治改革要求は一層高まった。しかし、1948年のガイタンの暗殺により、保守・自由両党間の殺戮の「ボゴタ動乱」が発生する。これを契機として、以後60年代前半まで、コロンビアは「ラ・ビオレンシア」(La Violencia)と呼ばれる内乱の時代に入る。保守、自由両政党間の政治思想的対立が紛争の様相を呈したものであるが、地方レベルでは農村部では土地紛争と結びつき、自由党派と保守党派との間での殺戮に及ぶ動乱となった。続く1957年までのロハス軍政を過渡期として、コロンビアは「国民戦線」(Frente Nacional)と呼ばれる保守・自由両党の合意に基づく折半政治体制に移行する。これは保守党と自由党がむこう16年間、4年ごと後と4期にわたって交代で政権をとり、国会、全国の地方議会議員および知事職も両党間で折半する体制であった。伝統的の二大政党を中心に左派排除的な寡頭政治体制が確立される一方で、社会構造変革を求める自由党の革新派は社会正義を求める労働運動や農民運動の活動家とともに弾圧され、その一部が左翼ゲリラを結成していった。

この過程で、1961年に制定された「農地改革法」に基づき、自由党のジェラス政権期に

農地再分配政策が進展したが、これはあくまでも農民の「上からの組織化」による統制であった。このとき形成された官製の農民組織ANUC(全国農民使用者協会)の分裂と左傾化、それに対する政治エリートの反発によって、農地改革は形骸化し、1994年の「新農地改革」法では市場メカニズム重視の農地政策となり、大土地所有者からの接収による土地再分配から、市場での土地購入への助成という形に転換する。

今日の紛争地における農民運動も、基本的に土地と生業を守るための運動であり、運動の目的の本質は変わらない。農地改革政策が機能しない中で、「土地侵入」運動による実力行使や「農民行進」などのアドボカシー運動によって土地へのアクセスを訴え続けた農民組織は左翼ゲリラとの関係を迫及され、軍やパラミリタリーから弾圧を受ける。

「農民保留地」(Zona de Reserva Campesina: ZRC)は、1994年の新農地改革法の下で新たに導入された、政府管轄下の未開墾地域における植民者共同体が集団的土地権利を主張するためのオルタナティブである。ZRCの成立を求める農民共同体は、行政サービス提供者としての国家の存在が不足する辺境地にあり、かつ過去40年間は異なる武装集団が浸透し、農民共同体への領土統制を拡大してきた土地でもある。市場メカニズム型の新農地改革法にZRCの制度化が盛り込まれたのは、あくまでも紛争地にある農民共同体がその土地と生命の確保を求めて政府に訴え続けた圧力の結果である。政府主導型土地再分配政策が頓挫した状況下で、紛争地の農民組織がオルタナティブな解決法として主張したのがZRCの形成とそれに対する政府の制度化と支援であった。ZRCの枠組みによって、農民の土地に対する集約的管理と生業に対する保護が与えられる。左翼ゲリラとの関係を疑問視され、政府や軍から弾圧の対象となってきた紛争地の農民共同体が生存し続けるためには、ZRCによる彼らの存在の「合法化」が必要であった。

他方、先住民共同体とアフロ系住民共同体などのエスニック・マイノリティは、1991年の新憲法において、多民族国家性が認められたことによって、集団的土地所有権の譲渡が認められるに至った。これが1993年の法律第70号による規定である。紛争地におけるこれらのマイノリティ集団は、エスニック集団としての集団的土地所有権を獲得することで抵抗の運動を続けてきたのである。

(2) マグダレーナ川中流域の事例研究

(2)-1 マグダレーナ川中流域の地誌と紛争

「マグダレーナ・メディオ (Magdalena Medio、以下MM)」とは、コロンビア国内の最長河川であるマグダレーナ川の中流域の意

味である。プエルト・ナーレ (Puerto Nare) からポリバル県のリオ・ビエッホ (Rio Viejo) までの 340 キロに及ぶ流域の周辺に広がる 9 行政県に広がる地域を指す。

過去数十年にわたり、同地域は武力紛争とその行為者である非合法武装組織の存在が国内でも最も際立つ地域であった。MM 地域で社会、武力紛争が構造的問題として突出している理由はあまたある。そのうち最も重要なものとして、1) 資源収奪型開発による経済ポテンシャルの高さ (特に石油、金その他の鉱物資源がもたらす飛び地経済として)、2) 土地再分配事業の頓挫と不平等な土地所有構造の温存、3) 基本的公共サービス提供者としての国家の不在、そして 4) 地政学的に軍事的戦略の要となる立地の 4 点が挙げられる。これらの要素が互いに影響し合い、紛争と暴力の度合いを激化させてきた。

1980 年代には複数の左翼ゲリラ組織が、90 年代後半には右翼准軍事組織 (パラミタリー) が同地域のほとんどの市町村に存在し、左翼ゲリラの存在を上回る支配力をもった。民衆は複数の武装組織と共存を強いられ、多くの人権侵害を受け続けた。

(2)-2 シミタラ川渓谷農民協会 (ACVC) の ZRC 要求運動

ACVC (Asociación Campesina del Valle de Cimitarra) は ZRC 形成を目標に紛争地において抵抗運動を続けてきた MM 地域の代表的な農民組織である。農村・漁村のコミュニティを基盤とした組織を単位とした連帯組織で、人権と土地の擁護のために闘う民衆の抵抗組織で、1996 年に結成された。具体的には食糧安全保障を確保し、農民経済の自立化を促進するための社会的、経済的プロジェクトを組織運営する。このほか人権問題については、人権侵害行為に対する告発と政府へのアドボカシー活動を行う。

1990 年代に入ると、MM 地域全体がパラミタリー勢力によって支配され、農民たちは常に人権侵害の脅威にさらされるようになった。他方、地方行政体からは農民たちの社会的、基本的インフラ・サービスの要望には反応がなかった。その上、ポリバル県南部を中心に拡大したコカ葉栽培をターゲットとした除草剤の空中散布によって、地域の農耕地をはじめ、環境破壊が進み、農民の強制移住が続いた。この現状を政府に訴え、社会投資と人権擁護を求めて、MM 地域の農民は中心都市バランカベルメッハ市に向けて「農民行進」を実施した。このとき政府に提示されたのが「農牧業開発統合計画」という提案である。ここには (1) 医療、教育と人権、(2) インフラ整備と基本的公衆衛生 (下水道設備など) (3) 地域の生産活動 (農業、漁業、鉱業) および環境に関わる項目が優先課題として

盛り込まれた。この過程で今日の ACVC が誕生した。

ACVC の人権侵害に対する抵抗運動の最も重要な戦略は、直接的な告発であった。和平構築のためには政治暴力の行為者の責任を追及するという姿勢を貫き、パラミタリー組織の責任追及と解体を政府に要求していった。しかしその結果、ACVC の活動家は脅迫、令状なしの逮捕、収監、そして殺戮という犠牲を払わなければならなくなった。1998 年に再びバランカベルメッハに「農民大移動」の動員をかけたが、このとき動員数は 1 万人に及び、市内におよそ 3 ヶ月間滞留し、政府機関へのアドボカシー活動と対話の集会を重ねた。一連の対話交渉の結果、新たに農民と政府との間での合意が宣言されるが、その最優先課題が ZRC の制定と、住民参加による持続可能な開発政策の策定であった。

2002 年ついに ZRC 承認を獲得した。しかし、2003 年に政府はシミタラ川渓谷 ZRC の承認の無効化措置をとる。その根拠となったのは、ACVC 活動と左翼ゲリラ組織との関連に対する疑惑であるが、直接的な理由は ZRC 認定宣言直後、パラミタリー組織による ACVC への糾弾があったためである。2003 年以降、ACVC は ZRC の非合法化により活動地域の村落共同体に対する正統性を失い、並行して ACVC 幹部は軍と警察関係者から執拗な監視と弾圧を受けた。2007 年 6 月、人権侵害が危機的状況に陥り、数百人に及ぶ農民がシミタラ川渓谷地帯からバランカベルメッハ市へ人道的避難を求めて移動した。翌月、政府と ACVC との間で ZRC 無効化措置の撤回の同意があったにも拘わらず、翌 9 月以降、次々と ACVC 幹部が強制収監措置を受けた。2009 年にかけて、計 16 件の逮捕令が出され、6 名が左翼ゲリラ組織との関与疑惑によって収監された。この間も国際機関からの資金援助によって ZRC 内の食糧安全保障プロジェクトは持続されたが、プロジェクト実施村落では一時住民の支持が冷え込んだ。

2011 年 2 月、現サントス政権就任後半年後、ZRC の無効化措置が解除された。この間 ACVC が存続し続けることができたのには、3 つの要素があったためと考えられる。第一は、ACVC 幹部およびその支持者、特にプロジェクト参加農民たちの不屈の連帯と抵抗の精神である。第二は人権侵害の告発と「同伴による人権保護活動」を实践した国内外の人権擁護団体の連帯と可視化である。これらの運動が実り、ACVC の活動に草の根の和平構築運動として「国民平和賞」(Premio Nacional de Paz) が授与されたことのインパクトが大きい。そして第三に、政権交代による和平構築と紛争地の土地問題に対する政策的取り組みの変化がある。サントス大統領は、前ウリベ政権とは和平構築の政策方針において一

線を描き、農業政策においても「農民経済」概念を尊重する態度をみせている。これは、就任後まもなく法案を提出し、2011年6月に公布された「紛争被害者および土地返還法」に基づく土地返還政策の推進を図るためでもあった。

(3) チョコ県太平洋岸地域の事例研究

(3)-1 チョコ県太平洋岸地域の地誌と紛争

コロンビアの太平洋岸地域は、今日でこそ内陸部アンデス地域と比較すると経済的にも、また社会インフラの整備状況においても格段に発展の遅れた地域であるが、スペイン植民地期は金鉱採掘を主とした王立鉱山区として重要な経済拠点であった。この地域の主要な水源であるアトラト川は太平洋岸地域に属し、国内で最大の水量を誇る。同中流域は熱帯雨林気候の一角で、ほぼ全域がチョコ県に属する。チョコ県は同国の最貧県であるが、現在でも、金、プラチナほかレアメタルの豊かな埋蔵を誇り、天然資源と生物多様性に満ちた地域でもある。同地域の人口の大半は黒人系住民である。スペイン植民地時代に鉱区での労働者としてアフリカから導入された黒人奴隷を祖先とし、独立後の奴隷制廃止により自由民となった人々が引き続き伝統的手法による砂金採掘と自給型農業と漁業を組み合わせた生業を営んできた共同体である。

スペイン人の撤退により、金鉱採掘業は停滞したが、19世紀末より、同地域は米系資本または国内の企業により、絶えず環境規制上は違法な機械利用による金鉱採掘業の侵入を受けてきた。この結果、集落住民の伝統的生業圏である河川の生態系が破壊され、漁業生産は激減した。1990年代に入るとコロンビア政府はネオリベラル経済開放政策により、太平洋沿岸地域をアジア環太平洋諸国との貿易拡大の拠点と見なすようになった。これにより、アフロ系住民の社会開発政策の促進は遅れたまま、アンデス内陸部との交通網の充実や、貿易拠点港湾施設への投資などの経済開発戦略上の重点的投資計画が策定されていった。

チョコ県周辺の地域は、MM地域とは異なり、1950年代のラ・ビオレンシアの紛争による強制移住や60～70年代にかけての左翼ゲリラ組織の領土制圧の対象とはならなかった。80年代までは比較的武力紛争の影響は低い地域であった。しかしながら、1990年代になると、ゲリラ組織が対抗する国軍およびパラミリタリーの攻勢拡大に対応して前線を太平洋岸地域へと移動していったため、この地域にも武装組織の侵入が起こった。同様に、国内の中央、南部地域に展開していたコカ葉栽培地域も、除草剤空中散布による撲滅戦略の影響を受け、太平洋岸地域へと移動した。こ

れらの紛争要因の移動が同地域における暴力と武力紛争の激化をもたらした。左翼ゲリラとパラミリタリーとが混在することにより、しばしばアフロ系住民共同体は両者の抗戦に巻き込まれ、生命の危険にさらされるようになった。さらに、2000年以降、伝統的な金鉱採掘地帯であるサン・ファン地域一帯には、非合法的な採掘業者の侵入に加え、多国籍企業によるコンセッションの取得が相次ぎ、開発のための土地収奪のリスクにさらされている。

(3)-2 サン・ファン地域の村落アフロ共同体組織の生存戦略 Oro Verde (グリーン・ゴールド) プログラム

アフロ系住民の土地を求める抵抗運動の起源は19世紀の逃亡奴隷の運動にまで遡る。だが近年の集団的土地所有を求める運動は、1980年代、先住民組織の同様の土地復権運動に準じて高揚した。この結果、1991年の制憲議会においてアフロ系住民の土地復権運動が反映され、1993年の法律第70号により、集団的土地所有権が制度化されることになった。アフロ系住民共同体は太平洋沿岸地域に集中しており、中でもチョコ県の比重が高い。アフロ系住民共同体の集団的土地所有権の申請には、「共同体委員会」(consejo comunitario)の結成が義務づけられ、同委員会が領土の管理に責任を負う。

ASOCASANとCOCOMACOIROはチョコ県サン・ファン地域において、タドー市とコンドート市を拠点に複数の共同体委員会が集合して形成された上位のアフロ系農民共同体協会である。1990年代後半、サン・ファン地域にも武力闘争の影響が高まり、その脅威から集落全体が強制的移住に及んだ共同体もあった。さらに、2000年代にはいると、違法採掘業者の侵入(その多くはパラミリタリーが関与すると推察されている)によって、河川流域での伝統的砂金採掘を行ってきた共同体は、従来の手法による生業の場を侵食されてゆく。集団的土地所有権が法的枠組みで確保されていても、必ずしも生命と生業の場の保障にはつながらない。この状況下でのアフロ系共同体の土地に定着する抵抗運動への支援として、隣県アンティオキアのメデジン市に拠点をもつNGO、ANMICHOCOが上記の二つのアフロ系共同体委員会を支援し、環境に配慮した金採掘というカテゴリーでのフェア・トレードプロジェクト、Oro Verde(グリーン・ゴールド)を立ち上げた。「グリーン・ゴールド」商標の発展によって、同プログラムは欧米諸国の環境に配慮した製品市場をターゲットとしたフェアトレード需要に照準を合わせている。のちにFLO(Fair trade Labeling Organizations International)により、国際フェアトレード認証を得る。この

認定により、国際市場価格に 15%のプレミアムがついた価格で取引が成立する。その分配内訳は、生産者への還元、プログラムメンバーの採掘された金の買い取り基金、メンバーの年金掛け金、緊急医療支出基金、社会投資基金など、地域社会への還元と参加者に対する代替的社会保障の意味をもつ。現状では伝統的金鉱採掘のみで生存水準の収入を確保することは難しいが、公的年金システムをはじめ、社会保障制度へのアクセスが欠落しているアフロ系村落共同体において、Oro Verde プログラムは、オルタナティブな社会保障システムを提供しており、彼らの生存圏を守る抵抗運動の基盤となっている。

(4)問題設定に対する予備的考察

以上から、研究目的にあげた二つの研究課題に対して、以下の点が明らかになった。

1)紛争地域における農民組織の抵抗運動がめざす尊厳ある生活基盤の確保には、農民経済の自立化が不可欠であり、これまでは行政サービスが欠落する中で、外部組織（国内外の NGO など）の人的、資金的援助によって試行されてきた。

2)外部組織の支援が運動の可視化と国内外の世論の意識化に結びついたことが、国家に対する農民組織の正当性の獲得に繋がった。

3)しかし、農民組織に対する非合法組織との関係疑惑が払拭され、法的保護が与えられたのち、紛争地域の農民社会が生存を続けるには、国家がその経済自立化に対して支援を与えてゆく必要がある。

4)二地域での事例の比較からは、共同体基盤の民衆組織の目標達成過程における違いには、エスニックアイデンティティによって異なる法的保護の枠組みが影響することが明らかとなった。

5)MM 地域でも、太平洋岸地域チョコ県においても、いずれも植民地時代から独立後の 19 世紀に遡る土地政策と植民の歴史過程が今日の農民社会と国家の関係を決定づける構造的要因となっていることが明らかとなった。今後の紛争地における農民運動の研究には、このような歴史的視座が不可欠である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 3 件)

①幡谷則子「コロンビア紛争地域における土地問題と農民運動—農民保留地 (ZRC) の事例」、日本ラテンアメリカ学会第 33 回定期大会、平成 24 年 6 月 2 日、中部大学。

②Noriko, Hataya “Integración nacional vs.

resistencia local en las comunidades afrocolombianas: El Código de Minas y sus contradicciones”, Seminario Internacional de Desarrollo Rural, Pontificia Universidad Javeriana, Bogotá, Colombia, 12 al 15 de abril de 2011.

③幡谷則子「コロンビアにおける生存と和平をめざすローカル・イニシアティブ—鉱物資源ブーム下の金鉱採掘コミュニティの事例から」、日本ラテンアメリカ学会第 31 回定期大会、平成 22 年 6 月 5 日、京都大学。

[図書] (計 5 件)

①幡谷則子「コーヒー産業—保護政策からネオリベラル生き残り戦略へ」、二村久則編、『コロンビアを知るための 60 章』、明石書店、2011、39-46 頁。

②幡谷則子「都市住民組織—助け合いと駆け引き—」、二村久則編、同上書、225-233 頁。

③ Noriko, Hataya, *La ilusión de la participación comunitaria: Lucha y negociación en los barrios irregulares de Bogotá 1992-2003*, Bogotá: Universidad Externado de Colombia, 2010, 478p.

④幡谷則子「コロンビア」、萩原康生ほか編著『世界の社会福祉年鑑 2009』旬報社、2009 年 11 月、365-384 ページ。

⑤Noriko, Hataya, “Community-based local development and the peace initiative of the PDPMM in Colombia: resource mobilization under extreme conditions”, in Shinichi Shigetomi and Kumiko Makino eds., *Protest and Social Movements in the Developing World*, Edward Elgar: Cheltenham, 2009, pp.19-50.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

幡谷 則子 (HATAYA NORIKO)
上智大学・外国語学部・教授
研究者番号：00338435

(2) 研究分担者 該当なし

(3) 連携研究者 該当なし